

東都医保発第3192号
(地区第1731号)
令和5年2月20日

地区医師会担当理事 殿

公益社団法人
東京都医師会
理事 黒瀬 巖
(公印省略)

外来感染対策向上加算のカンファレンス等について

平素は、本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

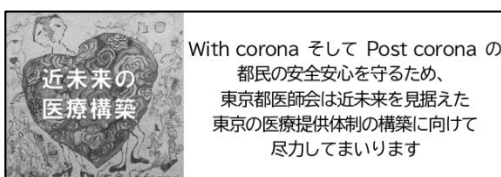
令和4年度診療報酬改定で新設された「外来感染対策向上加算」の施設基準において、「少なくとも年2回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること。また、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が主催する、新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年1回以上参加していること。」とされていることから、本会作成の『外来感染対策向上加算の地区医師会等が実施することについて』等においてもカンファレンスには年2回以上、訓練に1回以上の参加が必要であるとしておりました。

しかしながら、このたび、関東信越厚生局に確認した結果、「訓練1回の実施をもって、訓練とカンファレンスを各1回実施したとみなすことは可能」との回答を得ました。

このことにより、**カンファレンスに年1回、訓練に年1回参加することで、施設基準を満たすこと**になります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただき、貴管下会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

カンファレンスと訓練を分けて実施すれば、実質的に1日で施設基準の参加要件を満たすことができます(関東信越厚生局確認済)。その場合、同日開催であっても別に実施していることを明確にするため、開催通知や修了証も分けて作成するようにしてください。



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課
TEL : 03-3294-8838(直) FAX : 03-3292-7097
▽令和4年度診療報酬改定に関する情報
<https://www.tokyo.med.or.jp/25873>